

令和6年第1回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年1月31日（水）午後2時00分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（17名）

欠席農業委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（16名）

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 5 議案第5号 白河農業振興地域整備計画の変更について

◎開 会

事務局長 それでは、総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和6年第1回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が8件、農地法第4条関係が2件、農地法第5条関係が8件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が19件、白河市農業振興地域整備計画の変更関係が6件、合わせて43件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名でござい異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第2項の規定により審議するものとする。令和6年1月31日提出。会長矢野正則。

以上です。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

【その1からその8朗読】

以上、その1からその8までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今月25日に、委員と譲渡人、譲受人の兩人より委任状が提出されていたので、申請代理人と現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は問題ないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月25日に遠藤委員と現地調査を行いました。譲渡人には電話で確認いたしました。譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の申請による周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 1月27日、委員と、譲渡人が高齢なために代理人と譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請により周辺農地への影響はないと思います。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 3と同じで、代理人立会いの下、譲受人と、現地調査を行いました。申請内容には

何の問題もないということです。

皆様の審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月22日に委員と現地調査を行いました。畑につきましては、草刈り等管理されていました。また、田として耕作されており、他の農業者への支障はありませんでした。また、委任状が出されていたので、代理人にも確認を取りまして、間違いのないことでした。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 1月20日、委員と現地調査をしました。譲渡、譲受人には電話で申請内容について確認しました。この申請内容に間違いのないということです。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月25日に遠藤委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の申請による周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その8について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月25日に、委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いなかったことでした。今回の申請による周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和6年1月31日提出。会長矢野正則。

以上です。

会 長 農地法第4条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、8ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接統事業に該当するものと判断いたします。

なお、1月16日に農振農用地区域の地区除外が出されたところであります。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 1月25日、委員と申請者と現地調査をしました。申請内容について確認しました。

間違いないとのことでした。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第4条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、13ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る1月26日に、委員と現地調査を行いました。また、申請人、申請代理人には、1月24日に電話で確認したところ、申請内容に間違いないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和6年1月31日提出。会長矢野正則。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、19ページをご覧ください。

【その１朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第１農地と判断いたします。

第１種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る26日に委員と譲渡人、譲受人と代理人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についての聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。

今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思います。

皆様の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その１について原案のとおり決定いたします。

農地法第５条その２について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、24ページをご覧ください。

【その２朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第３種農地と判断いたします。

皆様の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る１月28日、委員と現地調査を行いました。また、譲渡人、譲受人については代理人と、当日、現地でお会いし、申請内容を確認いたしました。

双方とも、申請内容については間違いのないことでした。本件について伴う周辺農地への影響については、特に問題はないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その２について原案のとおり決定いたします。

農地法第５条その３、その４については、関連がありますので一括審議とします。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、29ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

なお、1月16日に地区除外が決定している土地であります。

続きまして、34ページをご覧ください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

なお、1月16日に地区除外が決定した土地であります。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 1月26日、委員と譲渡人と現地調査を行いました。譲受人には電話で申請内容について確認しました。双方とも申請内容に間違いがないということでした。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その3、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、39ページをご覧ください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請につきまして、去る1月28日、委員と現地にて調査を行いました。また、設定人、被設定人とも当日現地でお会いし、申請内容を確認いたしました。双方とも申請内容については間違いがないということでした。今回の申請に伴う周辺農地への影響については、

特に問題はないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、44ページをご覧ください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

なお、1月16日に地区除外の決定があった土地であります。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る26日に、金山地区担当委員と譲渡人、譲受人は長期出張のため不在でしたが、立会いを依頼された方と代理人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特にないと思います。

皆様の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

会 長 農地法第5条その7について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、49ページをご覧ください。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る1月27日、委員と現地調査を行いました。譲渡人にはお会いし、また、譲受人には電話で確認し、申請内容について問題ないとのことでした。今回の申請による農地への影響については、特に問題はないと思われます。

皆様の審議、よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その8について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、差し替えのページ、54ページをご覧ください。

【その8朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

（該当委員 退場）

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今申請につきまして、去る28日、委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人、共に申請内容に間違いはないとのことでした。今申請によりまして、周辺農地への影響はないと思われます。

皆様の審議をよろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その８について原案のとおり決定いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎議案第４号

会 長 次に、議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和６年１月31日提出。会長矢野正則。

以上です。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、67ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。【内容朗読】

この案件につきましては、令和５年12月19日に地区担当委員2人立会いの下、あっせん会議を開催し了承を得た内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第１号から第19号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第１号から第19号について原案のとおり承認いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎議案第 5 号

会 長 次に、議案第 5 号 白河農業振興地域整備計画の変更についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第 5 号 白河農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備計画に関する法律第13条第 1 項及び同法施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので審議するものとする。令和 6 年 1 月 31 日提出。会長矢野正則。

以上です。

会 長 白河農業振興地域整備計画の変更、その 1 からその 6 について、事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、69ページをご覧ください。

【その 1 からその 6 朗読】

以上、農業振興地域整備計画の変更その 1 からその 6 についてのご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

去る 1 月 22 日に運営委員会を開催し、現地調査と併せ審議を行ったところであります。

その結果につきまして、運営委員会を代表し、委員に報告を求めます。

委 員 この件につきましては、去る 1 月 22 日に運営委員会を開催し、白河市より意見を求められた白河農業振興地域からの除外の 5 件、編入 1 件について、現地調査と併せ審議を行いました。審議の結果、運営委員会としては計画変更の内容について妥当であると判断し、同意することとしましたのでご報告いたします。

なお、附帯意見としまして、白河農業振興地域整備計画の変更その 2 の周辺農用地に対する被害防除措置について、法面保護を適切に行い、土砂の流出を防止すること、以上の点を意見として提出することといたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会 長 運営委員を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について、運営委員会の意見に準じ、同意する意見書を市へ提出いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事務局 それでは、事務局より申し上げます。次の総会、2月29日木曜日、午後2時から、
今度場所を移しまして、サンフレッシュ白河で開催しますので、よろしくお願いいたします。
事務局からは以上です。

◎閉 会

会 長 なければ、これをもちまして、令和6年第1回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後3時30分)
